

第 30 回 桐生市農業委員会議事録

開会日時	令和7年11月26日(水) 午後 2時 00分		
閉会日時	同 上 午後 2時 45分		
開催場所	桐生市立中央公民館 403研修室(4階)		
出席委員	21名		
	農業委員		
	1番 富田 正次郎	3番 山形 啓子	
	4番 川口 賢一	5番 山形 ちづ代	6番 井田 秋雄
	7番 星野 重彦	8番 山形 栄子	9番 坂本久美子
	10番 星野 昭彦	11番 中島 篤	12番 渡辺 隆司
	13番 矢内 鉄男	14番 今泉 芳雄	
	農地利用最適化推進委員		
	1番 金子 博一	2番 萩原 完一	
	4番 木村 聰	6番 小菅 雄一郎	
	7番 多和田 圭一	8番 丹羽 康博	
	11番 深澤 憲司	12番 太田 亮一	
	[遅刻委員] 8番 山形 栄子		
	[中座委員]		
	[早退委員]		
欠席委員	2番 杉戸 恵司		
	3番 武幸一	5番 大澤 隆	9番 中村 耕一郎
	10番 齊藤 克代		
議事参与	5名		
	事務局長 新井 八寿代	主査 鳥井 貴史	
	次長 山藤 健二		
	係長 石原 幸枝		
	主査 細井 裕子		
議 事	日程第1 議事録署名委員の指名		
	日程第2 会期決定の件		
	日程第3 第117号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 委員会処分 3件		
	第118号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 委員会処分 1件		
	第119号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 委員会処分 1件		
	日程第4 報告第57号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 報告第58号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について		

開　会　　午後　2　時　00　分

議　長

ただ今から第30回桐生市農業委員会を開会いたします。

ただ今の出席委員は農業委員13名、推進委員8名であり、定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第26条第3項の規程に基づき、8番山形栄子委員及び9番坂本委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の細井主査を指名いたします。

日程第2 「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定をいたしました。

日程第3 第117号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が3件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

はい。議長。

事務局

はい、事務局。

事務局

(議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号17番、19番につきましては、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

受付番号18番につきましては、被設定人が設定人所有の農地の下部に太陽光発電施設用の電線ケーブルを設置することから、地役権を設定するものであり、農地法第3条第2項各号の要件に該当しないものとなります。

なお、関連案件といたしまして、このあとご審議いただきます、第119号議案受付番号35番で太陽光設備設置の為の電線埋設用地として5条の農地の一時転用許可申請もされております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議　長

続きまして、この件について11月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

7番推進委員

はい。

議長

はい。7番多和田推進委員。

7番推進委員

7番多和田です。11月25日に4番川口委員と事務局2名と一緒に現地調査に行ってまいりましたのでご報告いたします。

受付番号17番の申請地ですが、場所は、梅田町にある兼宮神社を北に進んだ山手の土地になります。昨日の現地調査では、近くまで行けたのですが、熊が出ると危ないということで、事務局で事前に写真を撮っていいただいたものを確認させていただきました。竹が生えており荒れた状態の土地でしたが、コロナ以前は耕作していたような形跡が見られましたが、もう少し何とかならなかつたのかと思いました。時間はかかるかと思いますが、きれいにして耕作を続けるという事ですので、維持していただければ良いと思いました。以上です。

4番農業委員

はい。

議長

はい。4番川口委員。

4番農業委員

4番川口です。11月25日に7番多和田推進委員と事務局2名と一緒に現地調査に行ってまいりましたので、受付番号18番、19番についてご報告いたします。

受付番号18番の申請地ですが、場所は、桐生市上水道新里第一配水池の付近で北東の位置になります。前回、前々回、太陽光の関係でご審議していただいた場所の間にある土地になります。申請地北の太陽光の部分と申請地南の太陽光の部分を繋ぐ電線を埋設する所になります。現地調査を行った時には工事がだいぶ進んでおりまして、水槽を埋める枠などがたくさんあり、今から工事を行う様子が伺えました。電線の埋設ということで、何も問題はないかと思います。

続きまして、受付番号19番の申請地ですが、場所は、新里町板橋区民会館の西側道路沿いになります。今年もお米を作付けされていたようで、稲刈りをした跡がみられました。引き続き耕作していただけるようなので、何の問題もないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

地区担当委員で補足説明がございましたら、お願ひします。

ないようですので、これより質疑に移ります。ご質問ございませんか。

はい。

11番農業委員

はい。11番中島委員。

11番農業委員

11番中島です。

受付番号19番について、氏が同じですが、親戚なのでしょうか。

議長

はい。事務局。

事務局

受付番号19番について、同じ氏になつてゐるのですが、譲受人、譲渡人の間に特に血縁関係はないということでした。

- 議長 ほかに。
- 8番推進委員 はい。
- 議長 はい。8番丹羽推進委員。
- 8番推進委員 8番丹羽です。受付番号18番について、電線ケーブルを埋設するということですが、県に埋設する際の設置基準許可を受けることは必要はないのでしょうか。業者の考えで農地に埋設するということで良いのですか。
- 議長 はい。事務局。
- 事務局 受付番号18番の太陽光のケーブルを埋設することにあたりまして、被設定人関連する担当課に事前に相談に行ってもらい、問題はないということで確認しております。
- 8番推進委員 申請地の地役権については、要件があつて成り立つものですか。
- 事務局 受付番号18番として上がっている地役権については、農地の地面の下に太陽光の電線ケーブルを引き、埋めた権利を設定するものです。農業委員会で審議する例といたしましては、営農型太陽光の区分地上権や地上権ということで、営農型太陽光の区分地上権については、農地の上空にソーラパネルを設置する権利になりますが、この申請はその逆で、農地の下部に埋設したケーブルに関して権利を付けることを設定したいという希望が被設定人からございまして申請を受けました。
- 議長 ほかにございませんか。
- 13番農業委員 はい。
- 議長 はい。13番矢内委員。
- 13番農業委員 13番矢内です。受付番号18番ですが、自ら所有する土地の地中に埋設すれば良いのではないでしょうか。
- 事務局 今回申請された受付番号18番、この後審議していただく第119議案受付番号35番について詳しくお話を伺ったところ、ケーブルを埋設する内容で、申請で上がってきてているのが設定人の農地のため、被設定人と設定人が話し合いをし、折り合いがついたのが最近で、先月、先々月とほぼ同じ場所で太陽光を設置する許可申請が提出されたもので、設置する太陽光の間と間を繋ぐ電線ケーブルを設定人の農地の下部に埋設して、太陽光設備の運営ができる形とするため、今回の申請に至ったという事です。以前許可申請が提出された周辺の土地所有者、設定人の話し合いの時期がずれてしまい、今回設定人の土地に太陽光の配線を繋ぐ申請が提出されました。以上です。
- 議長 ほかにございませんか。
- 13番農業委員 はい。
- 議長 はい。13番矢内委員。
- 13番農業委員 13番矢内です。農地に埋設した方がケーブルの盗難に遭わないようで、最近はそのような施工方法らしいです。
- 議長 ほかにございませんか。

11番農業委員

はい。

議 長

はい。11番中島委員。

11番農業委員

11番中島です。受付番号18番ですが、太陽光発電を行う場所について、地目は、畠のままで良いのですか。わからないので教えて下さい。

事務局

申請に至った経緯から説明させていただきたいと思います。経緯といたしましては、先程お答えしたとおり、設定人と被設定人の話の折り合いがついて電線ケーブルを埋設することになりましたが、今回の申請地についてもいずれ設定人から被設定人へ譲り受けし、転用を考えているそうです。この土地も農業振興地域となっておりますので、まず農振除外申請を提出する手続きを進めていると被設定人からお話を伺いました。将来的に農振除外をして、農業以外に転用する土地に関して今回のようないし訳なさない申請が適正であるか、事務局としても疑問に思いましたので、東部農業事務所に判断を仰ぎましたところ、特に問題はないという事で回答がございましたので、一旦は埋めて復元をして農地として管理していただき、除外された時点で許可申請をしていただくことになります。今回の議案だけでは、全体像が見えづらく申し訳なかったのですが、全体の説明としては、このような流れになります。以上です。

議 長

受付番号18番がらみの太陽光の3つの案件について、みなさんに審議していただき、合わせて10,000m²超えの1つだけ出遅れてしまった所が今回の案件として提出されましたが、いずれはこの申請地も、太陽光施設になっていくのではないかと思います。

ほかにございませんか。

8番推進委員

はい。

議 長

はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員

8番丹羽です。受付番号17番について、夫名義の農地と今回の申請地は同じものですか、それとも譲るものですか。

事務局

受付番号17番について、譲受人に夫がいらっしゃるということで、この地図に出てくる夫名義の農地というのは今回申請されている農地とは別になります。しっかりと耕作されていると確認しております。

8番推進委員

文章を読むとわかりづらいので質問をしました。

議 長

文章を読むとわかりづらいということですが、遠慮なく質問をしていただければと思います。

ほかにございませんか。

12番農業委員

はい。

議 長

はい。12番渡辺委員。

12番農業委員

12番渡辺です。受付番号17番について、私の地元なので補足いたします。譲受人夫妻は、それぞれの実家が近くで、夫の畠を耕作しております。しかし、申請地の畠は、譲受人の兄と1/2ずつ相続しましたが、兄は他市に住所があり耕作ができないため、妹にお願いをしたと聞きました。

議 長 ほかにございませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第117号議案「農地法第3条の規定による許可申請」について、委員会処分が3件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の举手を求めます。

(賛成者 举手)

举手全員でございます。

よって、第117号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第118号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議 長 はい。事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号2番の立地基準につきましては、土地改良区内にある農地であるため、第1種農地と判断しますが、地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されると思われますので、基準を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 続きまして、この件について11月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

7番推進委員 はい。

議 長 はい。7番多和田推進委員。

7番多和田です。11月25日に4番川口委員と事務局2名と一緒に現地調査に行ってまいりましたのでご報告いたします。場所は、黒保根町保健センターの北側付近になります。事務所は、何度か訪問したことがありましたが、プレハブで狭い所でしたので、今回の申請を提出されたのかと思います。ご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。

地区担当委員からの補足説明は、7番多和田推進委員が地元委員ということ

なので省略いたします。

それではこれより質疑に移ります。

ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第118号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。

よって、第118号議案は許可相当として承認されました。

続きまして、日程第3 第119号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございます。

以上を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 (議案書より順次・申請地詳細・契約内容・事由を朗読)

受付番号35番の立地基準につきましては、農振農用地区域内の農地であります、太陽光発電施設用の電線ケーブルを設置するための一時的な利用であり、基準を満たしていると考えます。

用地選定については、より適した代替地を探すのは困難と思われますので、基準を満たしていると考えます。

次に、一般基準についてですが、いずれも全ての基準を満たしていると考えます。

以上受付番号35番は農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 続きまして、この件について11月25日に現地調査を実施しておりますので、現地調査の結果について、現地調査委員のご報告をお願いいたします。

4番農業委員 はい。

議長 はい。4番川口委員。

- 4番農業委員 4番川口です。この案件は先程第117号議案、受付番号18番で審議された案件でございます。何の問題もございませんので、ご審議の程お願ひいたします。
- 以上、事務局並びに現地調査委員より説明がございました。
- 地区担当委員で補足説明がございましたら、お願ひします。
- ないようですので、これより質疑に移ります。
- ご質問はありませんか。
- 10番農業委員 はい。
- 議長 はい。10番星野昭彦委員。
- 10番農業委員 10番星野です。受付番号35番についてですが、1ヶ月間の転用に対して賃貸借も1ヶ月間なのでしょうか。
- 議長 はい。事務局。
- 事務局 賃貸借期間ということですが、資料として提出していただいた土地使用承諾書によりますと、埋設工事を施工開始する時から事業を行っている期間となりまして、但し書きとして土地売買契約の取得日をもって土地の貸借は終了することになります。
- 10番農業委員 はい。
- 議長 はい。10番星野昭彦委員。
- 10番農業委員 10番星野です。売買契約が成立する前の間だけの賃貸借ということですね。
- 事務局 一時転用の1ヶ月ですが、太陽光のケーブルを設置する間の期間です。
- 10番農業委員 はい。
- 議長 はい。10番星野昭彦委員。
- 10番農業委員 10番星野です。埋設するのに転用するのですね。
- 事務局 事務局に相談のあった段階で、始めは地役権を設定したいということで3条の許可申請を行うようにお話をしたのですが、ケーブルを埋める作業が発生することから一時転用の申請を出していただく必要があるので、5条の許可申請の提出をこちらからお願ひをさせていただきました。
- 10番農業委員 はい。
- 議長 はい。10番星野昭彦委員。
- 10番農業委員 10番星野です。ちなみに、埋設する線を農地のど真ん中は通さないでしょから道の端や道沿いでどうか。
- 事務局 埋める場所ですが、申請地の東端付近で北と南に埋設をして、広さは、34m²なります。
- 8番推進委員 はい。
- 議長 はい。8番丹羽推進委員。
- 8番推進委員 8番丹羽です。受付番号35番の申請地についても、近いうちに農振除外の申請をしてから農地転用の申請をするということですが、一時転用に関して今

の状態で北と南を繋ぐ電線ケーブル配線工事期間で1ヶ月の転用だけで間に合いますか。1ヶ月で現地復旧までするのですよね。

事務局

一時転用の1ヶ月という考え方ですが、配線ケーブルを埋立てる期間として設定しております。農振除外に関しては、時間がかかりますが、除外の許可が下りしだい農地転用の許可申請を提出していただくのですが、その間の期間についてはただの農地なので農地としての管理はしっかりとしていただきたいと思います。被設定人については、太陽光事業者であり農業は難しいと思うのですが、地目が農地である以上農振除外の許可が下りるまでは、しっかりと管理していただくようお願いさせていただいております。

8番推進委員

はい。

議長

はい。8番丹羽推進委員。

8番推進委員

8番丹羽です。管理をしていれば、1ヶ月以上経ってしまっても良いのですか。

事務局

一時転用に関しては、埋めるだけの期間であり、農地を管理するというのは、この期間とは別になります。

13番農業委員

はい。

議長

はい。13番矢内委員。

13番農業委員

13番矢内です。北側と南側に電線を埋めるだけなので、何ヵ月もかかるないと思います。ただ気になるのが、以前現地調査に行った時に、この場所がジヤングル化していたので畠だということが頷けないです。畠として管理していただきたいと思います。

議長

よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

第119号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について、委員会処分が1件ございますが、本件を許可相当として承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。

よって、第119号議案は許可相当として承認されました。

日程第4 報告第57号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第57号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出」については、ございませんでした。

議長 ないようですので、続きまして、報告第58号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」について、事務局より説明願います。

事務局 はい。議長。

議長 はい。事務局。

事務局 報告第58号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出」については6件ございました。

いずれも内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上でございます。

議長 以上、事務局からの説明がありましたが、ただ今の報告第58号について発言のある方は挙手をお願いします。

(なしの声)

ないようですので、これをもって報告を終結いたします。

以上で本日の議題及び報告はすべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。

閉会 午後 2時 45分

以上、会議の顛末を録し、その相違のないことを証するため署名捺印する。

会長

8番

9番

